鹿児島県公報

令和２年３月27日（金）第92号の５

鹿児島県

発　行　鹿　児　島　県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番１号
編　集　総務部学事法制課
定例発行日（毎週火，金）

目　　次

（※については例規集登載事項）

ページ

規　　則

○鹿児島県歴史資料センター黎明館の設置及び管理に関する条例施行規則及び県民の日に免除する公の施設の使用料等を定める規則の一部を改正する規則（※）　（文化振興課取扱い）１

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則（※）　（社会福祉課取扱い）２

規　　則

鹿児島県歴史資料センター黎明館の設置及び管理に関する条例施行規則及び県民の日に免除する公の施設の使用料等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年３月27日

鹿児島県知事　　三反園訓

鹿児島県規則第24号

鹿児島県歴史資料センター黎明館の設置及び管理に関する条例施行規則及び県民の日に免除する公の施設の使用料等を定める規則の一部を改正する規則

（鹿児島県歴史資料センター黎明館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第１条　鹿児島県歴史資料センター黎明館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年鹿児島県規則第25号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿児島県歴史・美術センター黎明館の設置及び管理に関する条例施行規則

第１条中「鹿児島県歴史資料センター黎明館の設置及び管理に関する条例」を「鹿児島県歴史・美術センター黎明館の設置及び管理に関する条例」に改める。

第２条第１項中「鹿児島県歴史資料センター黎明館」を「鹿児島県歴史・美術センター黎明館」に改め，「の各号」を削る。

第４条に次の１項を加える。

２　条例第６条第１項に規定する入館料のうち，年間入館料を納付した者に交付する入館券の有効期間は，交付の日から起算して１年とする。

別記第１号様式から別記第５号様式までの規定中「鹿児島県歴史資料センター黎明館」を「鹿児島県歴史・美術センター黎明館」に改める。

別記第６号様式中「鹿児島県歴史資料センター黎明館」を「鹿児島県歴史・美術センター黎明館」に，「取消した」を「取り消した」に改める。

別記第７号様式中「鹿児島県歴史資料センター黎明館」を「鹿児島県歴史・美術センター黎明館」に，「曜日」を「曜」に改める。

別記第８号様式から別記第11号様式までの規定中「鹿児島県歴史資料センター黎明館」を「鹿児島県歴史・美術センター黎明館」に改める。

別記第12号様式中「鹿児島県歴史資料センター黎明館」を「鹿児島県歴史・美術センター黎明館」に，「預りました」を「預かりました」に，「５番１」を「７番２号」に改める。

別記第13号様式中「鹿児島県歴史資料センター黎明館」を「鹿児島県歴史・美術センター黎明館」に改める。

別記第14号様式中「鹿児島県歴史資料センター黎明館」を「鹿児島県歴史・美術センター黎明館」に改め，同様式注中「館外貸出」を「館外貸出し」に改める。

別記第15号様式及び別記第16号様式中「鹿児島県歴史資料センター黎明館」を「鹿児島県歴史・美術センター黎明館」に改める。

（県民の日に免除する公の施設の使用料等を定める規則の一部改正）

第２条　県民の日に免除する公の施設の使用料等を定める規則（平成31年鹿児島県規則第14号）の一部を次のように改正する。

本則の表公の施設の欄中「鹿児島県歴史資料センター黎明館」を「鹿児島県歴史・美術センター黎明館」に改め，同表使用料等の欄中「鹿児島県歴史資料センター黎明館の設置及び管理に関する条例」を「鹿児島県歴史・美術センター黎明館の設置及び管理に関する条例」に改め，「入館料」の次に「のうち，普通入館料」を加える。

附　則

１　この規則は，令和２年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に第１条の規定による改正前の鹿児島県歴史資料センター黎明館の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は，当分の間，必要な調整をして使用することができる。

…………………………………………………………

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年３月27日

鹿児島県知事　　三反園訓

鹿児島県規則第25号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年鹿児島県規則第106号）の一部を次のように改正する。

第４条中「別表第１のとおりとする」を「災害救助法による救助の程度，方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）で定める基準の例による」に改める。

第11条中「別表第２」を「別表第１」に改める。

第14条中「別表第３」を「別表第２」に改める。

別表第１を削る。

別表第２の１の表超過勤務手当の欄中「８」を「7.75」に改め，別表第２を別表第１とする。

別表第３の１中「災害救助法」を「法」に改め，同表の２中「災害救助法」を「法」に，「支給基準額」を「支給基礎額」に改め，同表を別表第２とする。

附　則

この規則は，公布の日から施行する。